

技 第 5 4 6 号  
令和 3 年 3 月 3 1 日

隠岐支庁各関係局長  
農林水産部各関係課長  
農林水産部各地方機関の長  
土木部各関係課長  
土木部各地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法の一部改定について（通知）

令和 2 年 2 月 2 8 日付け技第 2 2 6 号「熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法の一部改定について」で通知したこのことについて、下記のとおり一部改定しましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

#### 記

#### 1. 改定理由

- (1) 土木部港湾空港課（港湾事業）、農林水産部漁港漁場整備課所管の建設工事の、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事における真夏日の対象となる日最高気温の読み替え。(30 度→28 度に読替え。詳細は別紙新旧対照表のとおり)

#### 2. その他

- (1) 現場管理費補正額算出シート、現場管理費補正值算出シートの選定にあたっては、別紙一覧を参考にしてください。
- (2) 本通知は、技術管理課のホームページに掲載します。また、職員ポータルライブラリに併せて登録します。職員ポータルライブラリの登録先は下記のとおりです。  
土木部－技術管理課－01-03-395【設計積算基準関連通知】「島根県熱中症対策に係る現場管理費補正」

問い合わせ先	土木部 技術管理課
	土木設計基準グループ
	農林設計基準グループ
	電話：300-2-5941/5653